

筑西広域市町村圏事務組合職員の条件付採用に関する規則

平成29年3月9日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条第1項に規定する職員の条件付採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の条件付採用については、筑西市職員の条件付採用に関する規則（平成28年筑西市規則第17号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。